

平成 30 年度税制改正大綱 <観光関係抜粋>

平成 29 年 12 月 14 日
自由民主党・公明党

第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方

2 デフレ脱却・経済再生

(4) 観光立国・地方創生の実現

① 観光財源の確保

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、わが国からの出国に広く薄く負担を求める国際観光旅客税(仮称)を創設する。財源の使途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとするわが国が直面する重要な政策課題に合致するものとする。具体的には、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、わが国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に充てるものとする。

第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 観光立国・地方創生の実現

(1) 国際観光旅客税(仮称)の創設

① 納税義務者

国際観光旅客等(出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。以下同じ。)は、国際観光旅客税(仮称)を納める義務がある。

② 課税の対象

国際船舶等(本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機(公用船及び公用機を除く。))をいう。以下同じ。)による本邦からの出国には、国際観光旅客税(仮称)を課する。

(中略)

⑤ 税率

国際観光旅客税(仮称)の税率は、出国1回につき 1,000 円とする。

(中略)

⑧ 適用時期

国際観光旅客税(仮称)は、平成 31 年1月7日以後の出国に適用する。

(以下略)

「平成 30 年度与党税制改正大綱」について <観光関係抜粋>

平成 29 年 12 月 14 日
全国知事会長・
地方税財政常任委員長

4 国際観光旅客税(仮称)の創設について

- ・ 国際観光旅客税(仮称)の創設は、観光立国及び地方創生の推進に大きく寄与するものと期待する。
- ・ 国際観光旅客税(仮称)について、「地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し」、「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上」等に資する施策に充当するとされたことは、全国知事会の提言を踏まえたものである。
- ・ 観光立国の政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を 2015 年から 2030 年の 15 年間で 5 倍超とするとされていること、また、これまでも都道府県は地方の観光資源の魅力向上等に対し様々な取り組みを行っていること等を踏まえ、平成 31 年1月7日からの施行に向け、国際観光旅客税(仮称)の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討していただきたい。